



# 宮 崎 県 公 報

令和3年9月21日(火曜日) 第 239 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 1	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… ( “ ) 1	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… ( “ ) 2	
○保安林の指定予定の通知 (4件) …………… (自然環境課) 2	

○保安林の指定解除の予定の通知 (2件) …………… (自然環境課) 3	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始…………… ( “ ) 3	
○都市計画事業の認可…………… (都市計画課) 3	

### 公 告

○農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (農薬相手対策課) 4	
○土地改良区管理規程の設定の認可…………… (農村整備課) 4	
○落札者等の公告…………… 5	

## 告 示

### 宮崎県告示第 704号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和3年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称 又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560790018	串間市民病院訪問看護ステーションクローバー	宮崎県串間市西方7917番地	串間市	宮崎県串間市西方5550番地	令和3年8月1日	訪問看護

### 宮崎県告示第 705号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和3年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称 又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560790018	串間市民病院訪問看護ステーションクローバー	宮崎県串間市西方7917番地	串間市	宮崎県串間市西方5550番地	令和3年8月1日	介護予防訪問看護

### 宮崎県告示第 706号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事業 所番号	指定居宅サービス 事業所		指定居宅サービス 事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称又名 は氏名	主たる事務 所の所在地		
4570201014	介護ショップみや このじょう	宮崎県都城市吉尾 町1958番地2	有限会社メディカ ル介護サービス	宮崎県都城市吉尾 町1958番地2	令和3年8月31日	福祉用具貸与
4570201014	介護ショップみや このじょう	宮崎県都城市吉尾 町1958番地2	有限会社メディカ ル介護サービス	宮崎県都城市吉尾 町1958番地2	令和3年8月31日	特定福祉用具販 売

宮崎県告示第 707号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事業 所番号	指定介護予防 サービス事業所		指定介護予防 サービス事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称又名 は氏名	主たる事務 所の所在地		
4570201014	介護ショップみや このじょう	宮崎県都城市吉尾 町1958番地2	有限会社メディカ ル介護サービス	宮崎県都城市吉尾 町1958番地2	令和3年8月31日	介護予防福祉用 具貸与
4570201014	介護ショップみや このじょう	宮崎県都城市吉尾 町1958番地2	有限会社メディカ ル介護サービス	宮崎県都城市吉尾 町1958番地2	令和3年8月31日	特定介護予防福 祉用具販売

宮崎県告示第 708号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市平田町2418-2、2420-1、2434、2441、2447-1、2447-5、2449、2451
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 709号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市須木下田字坂元谷 112-1 23
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 710号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字高城字広谷5033-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 711号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野市字谷1901-9
- 2 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 712号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 延岡市北方町下鹿川字西畑申 566-204
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由 道路用地とするため

#### 宮崎県告示第 713号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 児湯郡新富町大字上富田字鬼付女 8842-1・8846 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環

境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに新富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 714号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年9月21日から同年10月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
49	県道	北方土々呂線	延岡市石田町4275番2地先から同市同町4559番2まで	旧	4.7～19.0	45.0
				新	7.9～52.8	203.7

#### 宮崎県告示第 715号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年9月21日から同年10月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
49	県道	北方土々呂線	延岡市石田町4275番2地先から同市同町4559番2まで	令和3年9月21日

#### 宮崎県告示第 716号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和3年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 施行者の名称  
小林市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
小林都市計画道路事業 3・5・7号市役所通線
- 3 事業施行期間  
令和3年9月21日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
宮崎県小林市大字細野字岡原、字西ノ川、字榎原及び字野間地内

使用の部分  
なし

公 告

農地法（昭和27年法律第 229号）第41条第 1 項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第38条第 1 項の規定により公告する。

令和 3 年 9 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
えびの市大字上江字益田1613番5	田	3,821

2 申請に係る農地の利用の現況

利用権が設定されていない農地

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地中間管理機構は、知事裁定後、利用権が設定された後に農地中間管理事業により借受希望者へ農地を転貸する。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

希望する利用権の始期	希望する利用権の存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和 4 年 1 月 1 日	5 年 (令和 8 年 12 月 31 日まで)	38,210 円 (10,000 円/10 a)

5 その他参考となる事項

- (1) 農地の状況  
遊休化しておらず、直ちに耕作できる状況にある。
- (2) 借受希望の有無  
水稻及び露地野菜の作付を予定する借受希望者がいる。
- (3) 当該農地に対する抵当権等の権利設定の状況  
抵当権等の権利設定はない。
- (4) 近傍類似の賃料水準  
えびの市農業委員会調べの基盤整備済み田の近傍類似の賃料は、平均して10アール当たり10,000円から10,200円までとなっている。

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限  
令和 3 年 10 月 5 日（火）
- (2) 提出先  
宮崎県農政水産部農業担い手対策課
- (3) 記載事項
  - ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
  - イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
  - ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
  - エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第57条の 2 第 1 項の規定により、高崎町土地改良区（都城市）から令和 3 年 4 月 12 日付けで申請のあった管理規程の設定を次のとおり認可した。

令和 3 年 9 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 管理規程の名称  
田平頭首工管理規程、谷川頭首工管理規程、栢田頭首工管理規程、御池水門管理規程
- 2 認可年月日  
令和 3 年 9 月 8 日
- 3 管理規程の概要
  - (1) 田平頭首工管理規程
    - 第 1 章 総則
    - 第 2 章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
      - 第 1 節 水位
      - 第 2 節 取水
      - 第 3 節 放流及びゲートの操作
    - 第 3 章 点検及び整備に関する事項
    - 第 4 章 緊急事態における措置に関する事項
      - 第 1 節 洪水
      - 第 2 節 かんばつ
    - 第 5 章 雑則
    - 附則
  - (2) 谷川頭首工管理規程
    - 第 1 章 総則
    - 第 2 章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
      - 第 1 節 水位
      - 第 2 節 取水
      - 第 3 節 放流及びゲートの操作
    - 第 3 章 点検及び整備に関する事項
    - 第 4 章 緊急事態における措置に関する事項
      - 第 1 節 洪水
      - 第 2 節 かんばつ
    - 第 5 章 雑則
    - 附則
  - (3) 栢田頭首工管理規程
    - 第 1 章 総則
    - 第 2 章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
      - 第 1 節 水位
      - 第 2 節 取水
      - 第 3 節 放流及びゲートの操作
    - 第 3 章 点検及び整備に関する事項
    - 第 4 章 緊急事態における措置に関する事項
      - 第 1 節 洪水
      - 第 2 節 かんばつ
    - 第 5 章 雑則
    - 附則
  - (4) 御池水門管理規程
    - 第 1 章 総則
    - 第 2 章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
      - 第 1 節 水位

第 2 節 取水

第 3 節 放流及びゲートの操作

第 3 章 点検及び整備に関する事項

第 4 章 緊急事態における措置に関する事項

第 1 節 洪水

第 5 章 雑則

附則

---

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

。

令和 3 年 9 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 420台、二要素認証システム及びそれらの関連機器一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 3 年 8 月 25 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社南日本ネットワーク

宮崎県宮崎市橘通東 3 丁目 6 番 29 号

5 落札金額

43,458,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和 3 年 7 月 12 日

--	--